今般郡区制定ニ就テハ郡区役所左ノ場所へ設置候条此旨布達候事 甲第百四十六号 空 第三章 第一節 郡区役所設置に関する布達および嘆願書 三新法体制 郡区町村の編 (-) 成 (1-11) 三浦郡役所 津久井郡役所 愛甲郡役所 高座郡役所 鎌倉郡役所 足柄下郡役所 足柄上郡役所 大住淘綾両郡役所

甲第五十六号

明治十一年十一月十八日

神奈川県令

野村

靖

横浜区役所

橘樹郡役所 久良岐郡役所

神

奈 下

駅 村

笹

本町一丁目

都筑郡役所

但右番地及ヒ開庁日限等ハ追テ可相達候事

限リ従来ノ大小区并ニ正副区戸長以下相廃シ各郡役所左ノ場所へ相 設ケ来ル十二月二日開庁候条此旨布達候事 本月本県甲第百四十五号ヲ以郡区編制之儀布達候就テハ本月三十日 但各小区正副戸長及駅町村用掛之儀ハ追テ町村へ戸長撰定候迄旧

久良岐郡

笹下村三十一番地

北多摩郡役所 南多摩郡役所 西多摩郡役所

府 横 青 Ш

> Ш 梅 井 Ш

宿

町

明治十一年十一月廿六日

名義ヲ以町村事務取扱候儀ト可相心得事

村

神奈川県令 野村 靖

旧二大区 区務所

122

戸

横

須

賀

町

厚 小 関 大 藤

木

町

村

田

原

駅

本 磯 沢

村

駅 駅 駅

(=)

明治十一年第七月太政官第十七号郡区御制定公布ノ趣キョリ本年十

(三)

達ノ条々奉拝畏候抑此御編制タルヤ普ク官民ノ務ヲ主トシ汎ク行政

撰定猶甲第百五十六号ニ従前大小区画廃シ更ニ郡区役所御設立御布

月本県甲第百四十五号ヲ以テ郡区御編制被仰出既ニ一区十四郡御

橘樹郡 海 綾 両 郡 鎌倉郡 都筑郡 北多摩郡 高座郡 南多摩郡 西多摩郡 戸塚駅七十番地 下川井村三千四百四番地 神奈川町八百廿四番地 藤沢駅四十三番地 大磯駅南本町百九十四番地 府中番場宿百六番地 八王子横山宿之内字本宿五百十八番地 青梅町第三百五十番地 旧拾三大区 极所旧七大区三小区 藤沢学校 禅東院

矢鳥九兵衛

宝蔵院

旧廿一大区務所 男地しげ 家 第一家 佐藤 詩 高 尚

費増消ハ勿論自然費金調成ナス不能夫レカ為メ遂ニ情願荏苒ニ陥

ニ際セハ日ヲ翌シテ到ルラサレ然ラハ果シテ官民不便ノミナラス民

旧廿三大区五小区 児嶋治兵衛

愛甲郡

厚木町八十二番地

足柄下郡

小田原駅幸町一丁目百八番地

足柄上郡

関本村八十七番地

津久井郡

中野村二十七番地

(神奈川県布達)

キハ地形極テ狭遠ニシテ東西三里南北九里ニ渉リ就中旧二十大区ハ シ便宜ヲ妨ケサル様ト厚キ良政ノ御旨意伏テ奉感悦候茲ニ当郡ノ如 ノ便ヲ謀ルニ非スシテ何ソヤ地理ノ広濶狭少ニ依テ統治ノ難易ヲ要

中央相模原ノ開拓場ヲ有シ随テ村落隔絶シ元来不便宜僻村ノ多キニ

今般御設立郡役所位置タルハ藤沢該地ハ当郡ノ南端ニ界シ北阪在村 村民等公事情願ニ就キ出頭スルノ時数里程ヲ促シ炎寒殊更途上雨雪 ヨリ距里九里余ニ至ル比準シテー村タリトモ遠隔ナラサルナシ依之

御官護奉仰度就テハ這回御設立郡役所位置藤沢駅タルハ遠隔村民 今ヤ郡区御編制ハ断然便宜厚キ御政法御施行ニヨレハ一郡ノ人民共 御布令反則ノ輩ハ嘗テ無之儀トハ存候得共彼是レ推考仕理由不過之

設被成下置度人民総代連署奉嘆願候以上 困難堪エ難ク候仰願クハ実地事情御斟量ノ上至当ノ箇所御撰定御更

明治十一年十二月十三日

右二十五ケ村人民総代 北 政

中 村 鉄之助

山本 作左衛門

「指令伺綴」大矢ゑひ氏蔵

神奈川県令

野村

靖殿

郡区長等管掌事務に関する件達

盗

甲第百五十七号

郡区長以下管掌ノ事務別紙ノ通郡区役所江相達候ニ付テハ諸願届書 之儀郡区長管掌ノ叓務ハ郡区長名宛ニテ可差出此旨布達候事

神奈川県令 野村

靖

(別紙

地方ノ事務郡区長ニ於テ処分シテ後知事県令ニ報告スルヲ得

明治十一年十一月廿六日

戸長職務ノ概目

右

ノ外府知事県令ヨリ特ニ委任スル条件

第一 布告布達ヲ町村内ニ示ス事

地租及諸税ヲ取纒メ上納スル事

戸籍ノ事

第四 徴兵下調ノ事

第五

地所建物船舶質入書入并ニ売買ニ奥書加印

ノ事

第六 地券台帳ノ事

第七 迷子捨子及ヒ行旅病人変死人其他夏変アルトキハ警察署ニ報

知ノ事

第八 天災又ハ非常ノ難ニ遭ヒ目下窮迫ノ者ヲ具状スル事

第九

孝子節婦其他篤行ノ者ヲ具状スル事

第十一 第十 町村ノ幼童就学勧誘ノ事 町村内ノ人民ノ印影簿ヲ整置スル事

第五

官有地ノ倒木枯木ヲ売却スル事 逃亡死亡絶家ノ財産処分ノ事

第四

第七

ノ事

小学校学資金ノ事 印紙罫紙売捌願ノ事 職遊猟願威銃願 河岸地借地検査ノ事 第六

電線道路田畑水利ニ障碍アル官有樹木ヲ伐採スル事

第三

身代限財産処分ノ事 徴兵取調ノ事

第一 第一

徴税并地方税徴収及不納者処分ノ事

モノ左ノ件々トス

第十二 諸帳簿保存管守ノ事

第十三 官費府県費ニ係ル河港道路堤防橋梁其他修繕保存スへキ物

ニ就キ利害ヲ具状スル事

右之外府知事県令又ハ郡区長ヨリ命令スル所ノ事務ハ規則又ハ命令

第3章 三新法体制 第五

第一 来ル二月一日ヨリ左ノ条件郡区長へ委任候条右事務ニ属スル書類等 ハ爾後郡区長名宛ニテ可差出此旨布達候事

庶

〔甲第一号〕

空

郡区長委任事務に関する件達

難破船及漂流物ノ事 風震水火ノ難ニ罹ル者一 時救助ノ事

第二

改宗改式改檀届 ノ事

但外国船及内国大難船

ハ此限ニ非

第三 第四

開扉開帳説教願ノ事

社寺修繕願ノ事 但県社以上ハ此限ニ非ス

第六 社寺什物取締ノ事 人民ヨリ他府県へ出願ノ節添翰ノ事 人断髪願 ノ事

第九

籍編入願ノ事

事件ヲ幹理スルハ此ニ掲クル所ノ限ニアラス

其他町村限リ道路橋梁悪水ノ修繕掃除等凡ソ協議費ヲ以テ支弁スル

ニ依テ従事スヘキ事

第十一 第十 除族セラレシモノ、跡襲族願 失踪セシモノ、跡相続及妻養子等離別願 ノ事

(神奈川県布達)

第十二 改名及復姓願ノ事

第十三

原籍問合ニ付往復ノ事

第十四 脱漏ノ者入籍願ノ事

第十五 逃亡訴并帰住届及逃亡人八十年ニ至リ除籍届

ノ事

第十七 第十六 行旅ノ困難及行倒人并無籍漂泊人取扱及往復ノ事 士族ノ転居寄留届ノ事

第十八 復籍人逓送費ニ付往復ノ事

第十九 国民軍名簿加除届ノ事

諸車検査ノ事

第廿二 諸船舶検査ノ事 第廿一

度量衡新器検査烙印ノ事

第廿四 第廿三 清酒搾機械封印開閉 清酒ノ外醸造検査ノ事

ジョ

第廿六 第廿五 煙草営業願ノ事 酒類営業願 ノ事

当然ナル士族ノ隠居家督相続養子及跡目養子ノ離別復籍并民

明治前期

第廿八 第廿七

第廿九 飼犬鑑札付与ノ事

牛馬売買営業願及鑑札付与ノ事

地方税ニ関シ及無税ニ属スル尋常ノ諸営業願及鑑札付与ノ 売買船ニ付各府県へ照会ノ事

但劇場及芸妓稼場ヲ新ニ設置シ又ハ移転ノ類或ハ製氷営業願

第卅 此限ニ非ラス 諸興行出稼等ノ為社寺官有ノ境内拝借願ノ事

第卅三 第卅二 官地拝借料動植物土地払下代ヲ徴収シ及ヒ不納者処分ノ事 官地ニアル動植物売却ノ事

第卅六 第卅五 第卅四 部分木植付願ノ官有地検査ノ事 並木ヲ植継ク事 官有地ニ在ル人民所有ノ家屋売買及書入質奥書ノ事

第卅七 電信柱敷地手当金調査ノ事

第卅九 第卅八 河海漁業鑑札付与ノ事 堤上堤腹等ノ仕用料徴収ノ事

第四十 賊品取締組合ヲ定メ鑑札付与ノ事

第四十二 第四十一 小学校舎修繕願ノ事 小学校優等生徒賞与ノ事

> 第四十三 種痘術開業願ノ事

第四十四 但内務省ノ免状所持セサル者ハ此限 他府県下開業医出張所願ノ事

に非ス

第四十五 道路ニ係リ建物引移願

但道路掘穿ニ係ルモノハ此限ニ非

道路へ足代板囲添柱等ヲ取建ル願

ノ事

第四十六

第四十八 第四十七 道路添私有地々揚願 路傍ニ建札或ハ飾物木石類差置願 ノ事

ノ事

第四十九 諸拝借金ヲ取立ル事

(神奈川県布達)

奕 足柄上郡役所各掛事務仮章程

足柄上郡役所各掛事務仮章程

庶務掛

『ハ総テ本掛ノ専掌トス今其目(朱書)

常務勧業社寺戸籍学務衛生等ノ事務 ヲ分掌スル者左ノ如シ』 『常書

第 人民ヨリ他府県へ出願 ノ節添翰願

ノ事

『常』 身代限財産取調 ノ事

「常書 逃亡死亡絶家ノ財産処分ノ事

第十九

郡印ヲ管理スル事

コ

第五 第四 難波船及漂流物 風震水火ノ難ニ罹ル者一 時救助ノ事

常常常 常書 常書 第六 婦人断髪願ノ事 『町村組合及ヒ戸長役場位置変換願ニ参与スル事(朱書)

第八 戸長筆生等ノ職務ニ関スル諸事 『民費ヲ調査スルコト』(朱書)

常書 常書 第十 第九 議員名簿『ヲ編纂シ之レヲ加除スルコ 戸長及議員撰挙夏務ノ事

「大書 第十 戸長及議員ノ姓名ヲ郡村内へ広告スル事

第十二 戸長并人民へ達スル諸規則達類ノ回議ニ参与スル

『々』

各掛ニ属セサル諸願伺届ヲ調理スル事

第十三

『々』 『々』 第十四 暦史ヲ編輯叙記スル(ママ) 小使等ヲ進退スル事

『女書 第十六 第十五 諸官員ノ職務及身分ニ関ス ハ事務

『 々書) 第十七 官員名簿印鑑簿及履歴書ヲ調理スル事

『 々 』 第十八 郡長ニ於テ処分シタル諸事ヲ取纒メ県令へ報告スル

『々』 『々』

制書 第廿四 改宗式改檀届, (改脱) (改脱)

社書 第廿五 ノ事

1

社書 社書 第廿七 第廿六 開扉開帳説教願

社書 第廿八

社書 第廿九 社寺什物取締ノ事

一一一 第卅二 第三十 事 当然ナル士族ノ隠居家督相続養子及跡目養子 徴兵調

復籍并民籍編入願

一 朱書 第卅四 第卅三 失踪者 除族セラレシ者ノ跡襲族願 ノ跡相続及妻養子等離別願

『朱書 第二十 諸官員ノ出勤欠席ヲ調査シ及宿直ヲ割当ル事

第廿 諸達類 ノ文例ヲ調査スル事

第廿二 諸興行モ ノ等

第廿三 『其他』 行旅 ノ許否ニ参与スル事 ノ困難及行倒人并無籍漂泊人取扱及往

復

『勧業ノ事務ニ参与スルコト』(朱書)

社寺修繕願ノ事

社寺境内ノ枯木伐採願

ノ許否ニ参与スル事

第卅五

第卅六 原籍問合ニ付往復ノ事 改名及復籍願ノ事

第卅七 脱漏ノ者入籍願ノ事

第卅八 逃亡訴并帰住届及逃亡人八十年ニ至リ除籍届

第卅九 士族ノ転居寄留ノ事

第四十

戸籍月届ヲ調査スル事

第四十三 第四十二 小学校資金ノ事 国民軍名簿加除届ノ事

学書 学書 第四十五 第四十四 小学校授業人進退ノ事

小学校舎修繕願ノ事

第四十六 小学校教員等ノ帰省并病気療養等ノ為メ他行願

(朱書 第四十七 種痘術開業願ノ事

第四十八 他府県医師出張所願ノ事

スル願ノ許否ニ参与スル事

第四十九

生命健康ニ妨害ヲナスヘキ危険ノ職業地方税ニ属

第五十 天然痘并流行病等ヲ上申スル事

常書 第五十一

衛書

第五十二 布告布達『ヲ配達シ及ヒ之レヲ編纂スル事』 『各掛ニ属セサル』諸公文及物ヲ受付送致スル事(朱書)

> 『常』第五十四(朱書) 郡長ヨリ号付ヲ以テ各村戸長及人民へ達スル諸書

ヲ各掛へ回覧ニ供スル事

第五十五 本県其他往復書ヲ取扱事

「常書

第五十六

掲示場ヲ管理スル事

右ノ外本県ノ指揮ニ因リ『及ヒ本県』各課ノ章程ニ依準シ取扱へキ(朱書)

事務ヲ分テニトス

『地方税地理土木等ノ事務ハ総テ本掛ノ専掌トス今其目ヲ分掌(朱書)

国税

『宝書 第一

スル者左ノ如シ』

国(朱書 第二 職遊猟願威銃願ノ事 徴税并不納者処分ノ事

国集 国集 第四 印紙罫紙売捌願 諸車検査ノ事

ノ事

国集 国集 第六 第五 清酒搾器械封印開閉ノ事 清酒ノ外醸造検査ノ事

国集 酒類営業願ノ事

国集 煙草営業願ノ事

牛馬売買営業願及鑑札付与ノ事

地方税土木ノ事務ヲ担任スル者左 地書 地書 第廿一

[年書] 『地』 地書 地書 国(朱書 第十三 第十五 第十四 第十二 第十一 第十 売買船ニ付各府県へ照会ノ事 電線道路田畑水利ニ障碍アル官有樹木ヲ伐採スル事 官有地倒木枯木ヲ売却スル事 河岸地借地検査ノ事 度量衡新器検査烙印ノ事 船舶検査ノ事

地書 第十六 官地拝借料動植物土地払下代ヲ徴収シ及ヒ不納者処 官地ニ有ル動植物売却ノ事

分スル事

(朱書) 第十八 官有地ニアル人民所有家屋ヲ書入質及ヒ売買奥書

(朱書 第十九 送ノ券状ヲ人民ニ下付スル事 地券書換願ヲ受理シ之ヲ本県へ送致シ及本県ヨリ同

[国集 第二十 地券証印税ヲ徴収シテ本庁へ送致スル事 並木ヲ植継ク事

第廿二 部分木植付願ノ官有地検査

第廿三 電信柱敷地手当金調査ノ事

一ノ如シ

出

一方書

方書 第二 第一 地方税ニ関シ無税ニ属スル尋常ノ諸営業願及鑑札付与 地方税ヲ徴収シ及ヒ不納者処分ノ事

『諸工芸戯物見世物芸娼妓及芸人等ノ諸営業願ニ参与(朱書)

方置

第三 スル事』 諸興行出稼ノ為メ社寺官有地ノ境内拝借願

ノ事

方書

万大書 第四 飼犬鑑札付与ノ事

万書 第五 賊品取締組合ヲ定メ鑑札付与ノ事

一方。 第六 河海漁業鑑札付与ノ事

第七 堤上堤腹等ノ仕用『願ニ参与シ及ヒ仕用』(朱書)

【朱書 土書 土書 第九 道路ニ建札或ハ飾物木石類差置願 道路ニ係リ建物引移願

第十 庁舎ヲ修繕シ及諸建物等ノ事務ヲ担当トスル事

第十 道路添私有地地上願ノ事

右ノ外本県ノ指揮ニ因リ『及ヒ本県』各課ノ章程ニ依準シ取扱可キ(朱書)

出

掛

事

L 納 用 度 『ノ事務ハ総テ本掛ノ専掌トス今其目ヲ分掌スル左ノ如シ^(朱書)

料徴集ノ事

第三

出納関スル各掛ノ回議ヲ検査スル事(=脱)

『出』 第一 『国税 (朱書) 諸 『貸下』金ヲ取立ル事

(付箋)『一 土木及営繕ノ勘定ヲナス事』(朱書)

第四 戸長役場ノ諸費ヲ検査シ之ヲ本県へ請求シ及ヒ下付ス

(朱書

ル事

『民費ノ計算ニ関与スル事』(朱書)

第二世 出書 第六 第五 諸勘定仕上ノ事務ヲ担当スル事 諸計算簿ヲ検査スル事

二 (朱書 第八 第七 俸給旅費需用買上品等ヲ本県へ請求シ及支給スル事 為換預ノ金額ヲ照査スル事

出書 第九 税金其他銀行トノ取引事務ヲ負担スル事

用無 第十 諸需用品ヲ購求付与シ及受払等ノ事

用無 第十一 庁中ノ器具ヲ管理スル事

用無 棄児養育米代軍人帰郷療養手当等ノ如キ時々本県ヨ

リ回送金受払ノ事

第十三 農業雑誌其他ノ書籍類新聞紙等ヲ購求スル事

『出書 『復籍人逓送費ニ付往復ノコト』(朱書)

右ノ外本県ノ指揮ニ依リ『及ヒ本県』各課ノ章程ニ準拠シ取扱ヘキ事

注 年月日不詳。同氏所蔵資料に同様のものがある

郡区長公選に関する神奈川県議会の 建議書および報道記事写(1-1)

空

明治十五年本県々会議場ニ於テ郡区長公撰之儀ヲ建議セシコト

ニ決議シ其案左

地方税ョリ支出ス一月金八十円以下各地方ノ便宜ニ随ヒ府知事県令 某等明治十一年七月太政官第三十二号達書ヲ按スルニ郡長ノ俸給ハ

之ヲ定ム又曰ク市街ノ地ニ置ク処ノ区長并書記ハ総テ郡長郡書記ニ 同シ云々ト是ヲ以テ現今我国ノ郡区長ハ皆府知事県令ノ指名スル所 トナレリ而ルニ某等二三年已来ノ経験ニ依ルニ神奈川県民ハ郡区長 ノ公撰トナラザルガ為メニ大ニ不便ヲ被リシモノ少ナカラス故ニ謹

抑神奈川県ノ人情タル他ノ府県ト同視ス可ラサルモノ多シ其故ハ東 ルモノナク往復ノ便利ハ知識開発ノ便トナリ知識ノ開発ハ改進ノ制 京往復ノ便ハ当県ニ過キタルモノナク外国往復ノ便モ当県ニ過キタ

テ左ニ事情ヲ陳述シ速ニ郡区長ノ公撰タランコトヲ請フ

度ヲ慕フ念ヲ起リ某等維新以来制度ノ改進ヲ見ルニ神奈川県民ハ往

130

(「草稿綴」(明治一二年)

国口川

刄

ルモ

可ラサルノ事実ナリ此時ニ当リ県令ハ止ヲ得ス属官ノ中ヨリ郡区長 尽ス所ニアラス是某等カ昨年ニ実見シタルノ事実ナリ某等熟ラ按ス 以テ郡長ヲ定メタレ共其間三郡人民ノ不便ヲ訴ヘシコト実ニ筆記 便ヲ起シタルコトアリ当時県令ハ百方郡民ヲ諭シ公撰同様ノ手続ヲ 県内大住淘綾高座ノ三郡ハ昨年郡長ニ欠員ヲ生シ之カ為メ郡内ニ不 百般ノ進歩常ニ全国ノ首位ニ居ルト云フモ過称ニアラサルナリ現ニ ヲ唱へ郡区分離ノ制度ヲ立ラレシモ東京ト幾ント其時ヲ同フシ其他 民政ノ多分ヲ委ネシコトアリ戸長公撰ノ説モ神奈川県民首トシテン 発シ其第五条ハ全管内ニ代議人ヲ置クコトヲ命シ同年十月ヨリ之ニ リ今一二ノ例ヲ挙レハ明治六年四月当時ノ県令ハ区画改正ノ達書ヲ ル第二ナリ郡区長ヲ官撰ニセハ之ニ欠乏ヲ生スルハ本県ニ於テ避ク ケ人民タルモノ郡区長欠乏ノ不便ヲ受クルナカラン是某等カ益トス カ地方政務ヲ改良スルニ汲々タルコトヲ喜ハン是某等カ益トスル第 スル所ナシ今官撰ノ法ヲ改メテ公撰ト為サンニ全県人民ハ必ス政府 ルニ当県内ニ郡区長ヲ公撰ニスルハ人民ニ益スル所アリテ政府ニ損 々東京ニモ先ンシテ改進ノ制度ヲ取用シ又ハ取用セントシタル事ア ナリ官撰ヲ改メテ公撰トセハ郡区長タランモノ甘ンシテ其職ヲ受

> 人ノ如キ感ヲ生セン之ヲ公撰セハ此弊ヲ去ツテ他 ナシ是某等カ断然此書ヲ上リ閣下カ早ク神奈川県ニ向ヒ郡区長公撰 ス是某等カ益トスル第三ナリ左レハ郡区長公撰ハ此三益アリテ一弊 ノ法ヲ施コサレンコトヲ望ム所以ナリ ノ弊ヲ生スルヲ見

年ニ経験シナカラ之ヲ黙々ニ付スルハ某等ノ本意ニ非ス故ニ今其事 シメン歟県下一区十五郡ノ人民挙テ郡区長欠員ノ不便ヲ被ルニ至 実ノ大略ヲ陳シ閣下ノ採用ヲ請フコト然リ云々 知ル可ラス某等身一県人民ノ代議士トナリ郡区長官撰ノ不便ヲ昨

七

若シ閣下此建議ヲ採用セス依然旧法ニヨリ当県内ノ郡区長ヲ官撰

再

白

申ス 考案閣下ノ採用ヲ期ス可ラサレトモ閣下参考ノ為メ左ニ其規画ヲ追 某等昨年大住淘綾高座三郡々長欠員ノ時其不便ヲ患フルノ余リ一時 忽卒ニ聊カ郡区長公撰ノ方法ヲ規画セシコトアリ固ヨリ一時匆卒ノ

郡区長公撰大綱

郡区長タルコトヲ得ルモ 郡区長ハ其郡区内町村会議員之ヲ投票撰挙スルモノトス シ年齢二十五歳以上ノモノニ限ルヘシ ノハ神奈川県内ニ本籍ヲ定メ三年已上住居

郡区長ハ四年毎ニ改撰スルモノトス

事務往々人民ニ適セサルモノヲ生シ人民モ亦其人ニ向ヒ異郷覊旅

| ノヲ命スルニ此命セラレタル郡区長ハ地方ノ事情ニ疎キヨ

郡区長撰挙ノ場所時日ハ凡テ県令ノ指揮スル所ニ依

其他詳細ノ事ニ就テハ尚聊意見ナキニ非レトモ此等ハ閣下若シ下問

セラル、アラハ謹テ陳述スル所アラン云々

右県会議場可決ニ因リ内務卿へ建議

(=)

明治十五年府会議場ニ於テ郡区長公選ノ建議仝十六年一月廿日京浜(ママ)

毎日新聞上ニ掲載アル写

其秩序ヲ履マサルヘカラサルニヨリ暫ク黙止シテ今日ニ至リシモ今 自治ノ制ヲ確定セント欲スルヤ久シ然レトモ凡ソ政務ノ改良ハ必ス 本会議員等熟々現行ノ法制ヲ講究シ之ヲ実際ニ鑑ミルニ其未タ整備 セサルモノアルヲ知ル故ニ之レヲ建議シ大イニ改良ヲ行ヒ以テ地方

公選是ナリ凡人ヲ傭使スルモノ必ス其給ヲ償フノ責アリ其給ヲ償フ ヤ本年ヲ以テ改正セサルベカラスト思惟スルモノアリ即チ郡区長

任免スルモノニ至テハ則チ専ラ府知事県令ニ在リテ却テ其給ヲ償フ モノ必ス其人ヲ撰ムノ権アリ是条理ノ将ニ然ルヘキ所ナリ然ルニ今 ノ郡区長ハ其俸給ノ出ル所ヲ問ハヽ則チ地方税ナリ而シテ其之レヲ ノハ毫モ之レニ関与スルヲ得ス自治ヲ冀望セラルヽノ政府ニシテ

尚今日之ヲ改正セサル所以ノモノハ抑何ソヤ或ハ人民未タ政治思想

行セサルナリト謂フ者アリ之レ決テ政府ノ真意ニ非ルヲ信ス夫議員 ニ富マス之ヲ許スハ危道ナリ政府深ク之ヲ慮リテ以テ公選ノ法ヲ挙 ノ職タル一府一県ノ経済ヲ議定スルニアリ其任ヤ重シ而シテ郡区長

事県令ニ致ス在リ要スルニ官民ノ間ニ周旋スルニ過キス此ヲ以テ彼 レニ比セハ其責ノ大小軽重固ヨリ同視スヘキニ非ルナリ政府既ニ人 ノ為ス所唯府知事県令ノ指令ヲ人民ニ通知シ人民ノ請願ヲ以テ府知

公選スルヲ以テ危道ト為スノ難アランヤ且我府下ハ海内文華ノ中心 民ニ許スニ府県会議員ヲ選挙スルノ重任ヲ以テセリ豈何ソ郡区長ヲ

四方知識ノ淵叢ノ如シ我府民ニシテ郡区長ヲ公選スルノ任ニ耐スト ハ則チ日本人民ヲ見テ以テ能ク為スナシトナス者ナレハナリ此レ

ハ地方官ノ意見ヲ採用セラル、ニ因ルナラン歟然リト雖モ今日ノ人 ニ因テ之レヲ見ルニ政府ノ未タ人民ニ郡区長公選ヲ許サレサルハ或

又旧制ヲ維持スヘキモノニ非ルナリ故ニ切ニ冀フ自今郡区長ヲ公選 ハ則チ政令民心ニ通徹スルノ利アルヤ決テ疑フヘキニ非ス且郡区長 トシ地方ノ名望アルモノヲ以テ其任ニ当ラシメンコトヲ果シテ然ラ

民既ニ往年地方官ノ会議ヲ開カレシ時ノ形勢ニ非ス然レハ則チ今日

幸ヒニ裁可ヲ得ハ則チ其選挙方法ノ如キ竊ニ見ルトコロナキニ非ス 制ヲ立テラル、モ何ノ不可アランヤ断シテ其好結果アルヲ知ルノミ ノ公選必スシモ海内画一ノ制ヲ設立スルヲ要セス我府下独リ特別 諸願伺届書類扣簿

逓送請取簿 租税并税金区務所引渡及諸調書

九

₩ ₩ 道路橋梁修繕工費簿 地所質入書入割印帳 徴兵并国民軍成丁免役届簿

送籍受籍ノ証

出生死亡并送籍受籍扣簿

四

₩

冊 冊

回章請取簿

	之ヲロ	
	民心	
	レヲ民心ニ鑑ミテ以テ其宜キヲ制スル所アラントス	
	テ以ニ	
	ア其宜	
	キヲ制	
	門ス	
	ル所ア	
	5	
	ントス	
•		

(添田茂樹氏蔵)

計

本県布告布達類

五十三冊

布告布達ノ部 九十三冊

但明治六年十一月ヨリ本年本月迄

三十七冊

□書前同断諸回達写簿

交

第六大区二小区吉田村区務受渡に関する

往

口は神奈川県とは直接関係がないが参考のために収録した。

計 九十冊

雑書ノ部

御辞令書類 戸籍増減表

外諸雜書類綴込
外諸雜書類綴込 盗難届書類 命亡届書類

世三冊

₩

₩

五

₩

₩

戸籍簿

貢租取立簿

二十冊

民費日計并元簿

区務受渡御届

簿冊ノ部

件届

右之通簿冊受渡仕尤金穀無御座候間連署ヲ以此段御届申上候也

合十七袋

明治十一年十二月

神奈川県令

野村

靖殿

同戸 旧副戸長 長 宮田新左衛門

印

笈川 新兵衛 印

(吉浜俊彦氏蔵)

究 戸長選挙規則 同改正および同細則

(I - II)

(=)

甲第百四十八号

戸長撰挙法別紙ノ通相定候条此旨布達候事

明治十一年十一月十八日

(別紙)

戸長撰挙規則

但戸長配置方割合ノ儀ハ追テ達ニ及フヘキ事

野村

神奈川県令

靖

上 封

紙二ツ 用紙半 右 投票書式 戸 年号月日 長 何町村平民或ハ誰長男等 = 撰 何町村何番地 挙 何 年 何 ス 誰 誰 EIJ 齢

表 戸 長撰挙状 何町村何番地

裏

何年何月何日

第六条 撰挙ノ当日第三条ニ当ル者ハ郡区役所へ出頭シテ投票ヲ出

誰

スヘシ

第七条 但シ事故アル者ハ代人ニ托シ差出スコトヲ得 投票終ルノ後郡区長ハ撰挙人ノ面前ニ於テ之ヲ開封シ第二

其投票ヲ添県庁へ進達スヘシ

条及第三条ノ当否ヲ査シ然ル後其姓名ト票数ヲ順次登記シテ之ニ

第五条 戸長ヲ公撰スルハ左ノ式ノ如ク投票ヲ為スヘシ

但新タニ戸長ヲ置クトキハ特ニ県庁ヨリ撰挙定日ヲ布達スヘシ

第四条

テ其町村内ニ本籍ヲ定メタル戸主ノ者ニ限ルヘシ

戸長ヲ撰ブハ先戸長ノ退職ノ令ヲ受シ日ヨリ第三日メト定

戸長ヲ撰挙スルコトヲ得ヘキ者ハ満弐拾歳以上ノ男子ニシ

メ其都度郡区長ョリ該町村へ告達スヘシ

第三条

ニシテ其町村内ニ本籍ヲ定メタル者タルヘシ

第二条 第一条

戸長ニ撰挙セラル、コトヲ得ヘキ者ハ満弐拾歳以上ノ男子

戸長ハ公撰ヲ以テ挙ケ県令ノ裁可スル処トス

第二条 戸長ニ選挙セラル、コトヲ得ヘキ者ハ満二十歳以上ノ男子但時宜ニ依リ官選ヲ以テ特ニ命スルコトアルヘシ

但シ左ノ各款ニ触ルヽ者ハ被選挙人タルコトヲ得ス

ニシテ其町村内ニ本籍住居ヲ定メタル者タルヘシ

第一款 官吏教導職

号三次 予備重及设口,音串二款 身代限ノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘサル者

第三款 予備軍服役中ノ者

(欄外注記)『明治十七年二月五日甲第五号ヲ以〔第三款ヲ〕削除』(朱書)

第三条

戸長ヲ選挙スルコトヲ得ヘキ者ハ満二十歳以上ニシテ其町

第四条 戸長選挙ノ投票ニハ被選挙人ノ住所姓名ヲ記シ之ヲ糊封シ村内ニ本籍居住ヲ定メタル戸主ニ限ルヘシ

(欄外注記)『明治十六年一月十五日甲第壱号ヲ以テ第四条改正』表面ニ記名捺印シ予定ノ日之ヲ選挙会場ニ出スヘシ

明治十一年月 | 甲第百四十八号布達戸長選挙規則別紙之通改定候条

甲第四十六号

此旨布達候事

明治十五年三月廿三日

(欄外注記)『明治十七年六月十八日甲第四十六号ヲ以テ廃止』(朱書)

神奈川県令

沖 守固

但現任ノ戸長ハ就職ノ月ヨリ任期ヲ起算スヘシ

投票終ルノ後区長ハ選挙人ノ目前ニ於テ之ヲ開封シ投票最(欄外注記)『明治十六年一月十五日甲第壱号ヲ以テ第四条改正』

第五条

ナルトキハ順次投票ノ多数ヲ得タル者ヲ取リ本人并選挙人ニ示シルハ鬮ヲ以テ之ヲ定ム若シ当選人其選ヲ辞スルカ法ニ於テ不適当多数ノ者ヲ以テ当選人トシ投票同数ナルトキハ年長ヲ取リ同年ナ

本庁へ具状スヘシ

第六条

当選人ニハ県庁ヨリ郡区長ヲ経由シ辞令書ヲ渡スヘシ郡区

第一条 戸長ハ一町村又ハ数町村ニ一人ヲ公選セシム

戸長選挙規則

長ハ之ヲ渡シ受書ヲ取リタル後其姓名ヲ該町村内ニ公告スヘシ (欄外注記) 『明治十六年三月十三日甲第八号ヲ以テ〔第六条〕ヲ更(朱書)

正

第七条 トヲ得 戸長 ハ四年毎ニ之ヲ改選スヘシ但前任ノモノヲ再選スルコ

条第五条ノ手続ニ依リ其欠ニ代ル者ヲ選挙スヘシ カ其町村外ニ移住スルカ或ハ事故アリテ退職セシムルトキ ・ハ第四

第八条

戸長任期中ト雖トモ第二条ニ掲クル諸款ノ場合ニ遭遇スル

第九条 選挙ノ会場及ヒ会日其他ノ細則ハ郡区長ノ定ムル所ニ従フ

(神奈川県布達)

第四条、 名捺印糊封ノ上表面ニ記名シ予定ノ日之ヲ撰挙会場ニ戸長選挙ノ投票ニハ被選挙人ノ住所姓名ヲ記シ之ニ記六条は次のように改正されている。

注

第六条 当選人ニハ県令ヨリ辞令書ヲ渡スベシ但シ辞令請書 速ニ郡区長ヲ経テ差出スヘシ

明治十五年五月十三日

高座郡長

今福元額

ノ通相定候条此旨布達候事

(別紙)

高座郡各町村戸長撰挙細則 戸長ヲ公撰セシムルトキハ其会場及時日ヲ指定シ該戸長役場

ヲ 経テ告達ス 第

第二

該戸長役場ニ於テハ前款ニ示シタル達書到着シタルトキハ直

チニ部内へ伝達スヘシ

第三

ハ同規則第四条ニョリ左記雛形ニ傚ヒ投票ヲ製シ自分ノ住所姓名 戸長撰挙規則第三条ニ相当スル者 ハ前款ノ告達アリタルトキ

緘 **ヲ署シ捺印スヘシ但実印遺失等又ハ身代限リ処分中ニシテ特ニ封** セラレタルノ場合ニ於テハ投票及封箇へ其事□ヲ付記スヘシ

第四 投票ハ撰挙当日刻限遅滞ナク其会場へ差出スへシ但代人□托

シ差出スモ妨ケナシ

第五 戸長撰挙規則第五条ニョリ投票開札取調ノ上当撰者又ハ其代

第六 へ当撰タルヲ□スヲ以テ代人ハ之ヲ本人へ伝達スベシ 撰挙当日ヨリ五日以内ニ当撰者ニ於テ何等申出サルトキハ承

諾シタル者ト認メ本庁へ具申ス

高庶第五百五号

(三)

本年三本県甲第四十六号ヲ以テ戸長撰挙法改定布達ニヨリ細則別紙

第七 投票開札ノ上文字明瞭ナラスシテ勘別シカタキカ又ハ無謂落

ノ内ニテ支弁ノ儀ト心得へシ

『但書甲第百六十号追加,

印等総テ投票ノ正格ヲ欠キタルモノハ廃紙トス

(高座郡相原村戸長役場「本郡諸達」(明治一五年)相模原市史資料室蔵)

ち 戸長等給料支払方法および組合戸長設置

に関する件達

甲第百五十五号

出尤給料支給方ニ就テハ精々費額ノ減省ヲ要シ候儀ニ付成ル可ク最 自今戸長以下給料支給方左ノ通相定候条本年月第十七号公布第六条 ニ依リ町村戸長配置方至急相極各郡区毎ニ取纒来十二月十日限可申

寄町村組合戸長設置候様可致此旨布達候事

明治十一年十一月廿六日

戸数拾戸ニ付 戸長以下給料支給法

月給金五十銭

神奈川県令 野村

靖

明治十二年三月十四日

愛甲郡長

中山信明

(「指令伺綴」大矢ゑひ氏蔵)

(神奈川県布達)

戸長身分取扱ノ儀自今左ノ通改定候旨其筋ヨリ達有之候条此旨相達

生 戸長の配置に関する上申案

郡長 書記

戸長配置方ノ義ニ付上申按回議

夫々懇諭差加候得共固陋ノ旧習蟬脱致シ兼候哉彼是不伏申唱終ニ上 郡区御制定ニ付町村戸長配置方御布達ニ基キ組合セ方見込ノ趣ヲモ

村戸長壱人御差置度旨強而申出候間別紙相添此段上申仕候也 下古沢愛名ノ三ケ村ヲ除ノ外僅々タル弐三十戸ノ一小村ト雖トモ

但シ別紙ニ申立書無之村々者孰モ大村ニ付素より毎村ニ戸長壱 人ツ、配置ノ積リ予テ申立有之候義ニ御座候也

殿

丰

戸長身分取扱改定に関する件達

(注) 別紙欠。

庶乙〔第三十七号〕

ル勿論タルヘシー尤大町村等ニテ筆生ヲ要スル分ハ其給料モ右五銭ノ割ヲ以算ス尤大町村等ニテ筆生ヲ要スル分ハ其給料モ右 但満弐百戸以上ハ拾戸毎ニ金弐拾五銭ヲ増加ス又総テ十戸未

郡区役所

戸長役場

(曽根田重和氏蔵)	()						弐名ツ、 戸川村外五ケ村	弐名ツ、	仝	高森村外十一ケ村	高森	 소	소
	シ	々相達ス	ハ其時	場及日限	戸長薦挙ノ会場及日限ハ其時々相達スヘシ	第五項	曽屋村外三ケ村	五名ツ、	소	下谷村外九ケ村	ツ、 下谷	弐名ツ、	소
某印	何	薦挙委員			4 月日	年	南矢名村外六ケ村	三名ツ、	소	三名ツ、四之宮村外三ケ村	ツ、四之	三名	소
		何番地	何町村何番地	_			弐名ツ、 矢崎村外十一ケ村	弐名ツ、	소	弐名ツ、生沢村外十ケ村	ツ、生沢	弐名	소
					右戸長ニ薦挙ス	右	三名ツ、 子易村外ニケ村	三名ツ、	<u>수</u>	町村 五名ツ、 大磯駅外三ヶ村	ツヽ 大磯	村 五名	一町
			某	何	何町村			ヘシ	学ス	但須賀村之儀ハ本則ニ依リ薦挙スヘシ	(村之儀ハ	但須賀	
			某	何	何町村		数町村ヲ所轄スル戸長薦挙委員ハ左之数ニ依ルモノトス	貝ハ左之数	学委員	轄スル戸長曹	町村ヲ所	項数	第一
			某	何	何町村						戸長薦挙細則	戸長薦	
			某	何	何町村		長 飯岡頼重	大住淘綾両郡長	太	十日	明治十七年六月二十日	治十七	BEI
			某	何	何町村						•	右布達候事	右右
						ヘシ				第七条ニ依リ細則左之通相定ム	リ細則左	条二依	第七
投票用紙ハ該戸長役場ヨリ付与シ其書式ハ左之振合ニ依ル	式ハ左	与シ其書	ヨリ付	戶長役場	投票用紙ハ該	第四項	今般本県甲第五拾号ヲ以テ戸長薦挙規則布達相成候ニ付テハ仝規則	則布達相成		ラ以テ戸長曹	第五拾号	本県甲	今般
	スヘシ	場へ持参	目ラ会!	ハ薦挙人p	戸長薦挙投票ハ薦挙人自ラ会場へ持参スへシ	第三項						甲第壱号	甲鱼
			シ	《へ出スへ	シ其名簿ハ薦挙会場へ出スヘシ	シ其を		Į	~ 当 斜	才在潛絲同君戸長追導斜貝	在潛彩		_
々各自町村ノ便宜ニ依リ施行	村ノ便	々各自町	ハ其時	()撰出方	戸長薦挙委員ノ撰出方ハ其時	第二項		ij	<u>₹</u>	可收亏 麦属	上司安		_
弐名ツ、 東田原村外六ケ村	· 東田	弐名ツ	<u></u>	村外五ケ村	弐名ツ、 伊勢原村外五ケ村	全							第 1
渋沢村外五ケ村	- 渋沢	<u></u> 소	소	外四ケ村	三名ツ、戸田村外四ケ村	소 =	神奈	;					
土屋村外四ヶ村	土屋	<u></u>	仝	豊田本郷村外八ケ村	弐名ツ、 豊田本郷	全	令沖 守固	神奈川県令		日	明治十六年三月七日	治十六	
広川村外八ケ村	広川		仝	外二ヶ村	四名ツ、平塚駅外二ケ村	仝四四				准十等ヨリ准十七等ニ至ル	ヨリ准十	准十等	治前
三名ツ、 神戸村外五ケ村	神戸	三名ツ	<u>수</u>	外三ケ村	町村 三名ッ、 山西村外三ケ村	一町村三						77	H 候事

坤庶第八号

(=)

吉 戸長薦挙会施行に関する件達

甲第二号

可有之此旨布達候事 五拾号及ヒ当庁甲第壱号布達ニ準拠シ仝日午前第十時投票持参出頭 依リ鷹挙相成旨ニ付本月廿八日当庁ニ於テ鷹挙会施行候条本県甲第 今般本県甲第四十九号布達相成候処此際新任戸長之儀ハ該達末項ニ

大住淘綾両郡長 飯岡頼重

明治十七年六月二十日

(「照会留」(明治一七年) 曽根田重和氏蔵)

戸長所轄区域変更に関する県令沖守固の |示および通達 (1-1)

宝

訓

戸 長

今般戸長所轄区域更正ニ付左ノ件々心得トシテ及訓示候也

神奈川県令 沖 守固

明治十七年七月一日

般事務細大ナク戸長役場ニ於テ直接整理スヘシ 戸長職務ニ属スル事件ヲ取扱セ候如キ不都合無之様篤ク注意シ諸 務渋滞人民不便ヲ醸シ候ヨリ毎町村へ総代等ノ名義ノモノヲ設ケ

戸長役場所轄区域数町村ヲ管理シ随フテ事務繁劇ヲ加へ自然事

達シ置候趣モ有之候処各村分合役場新置ノ際自然脱漏ノモ 各村公有記録保存方ノ義ハ去ル十三年月乙第四十七号ヲ以テ相

町村ニ調成シ若クハ便宜部分ケヲナシ置キ総テ混雑セサル様注意

之様書類授受ス可ク且ツ数町村管理役場ニ於テハ帳簿其他書類毎

シメ役場監守急務処弁ニ不差支様可致ハ勿論ト心得へシ 戸長役場出勤退散時限ハ郡役所ニ傚ヒ且ツ筆生ヲシテ当宿直

明治十年月甲第八十九号布達ヲ以テ五人組ヲ廃シ候ハ其名称ヲ

モ有之趣相聞一体該組合ハ艱難相保助スル古格ニ付今般布達ヲ廃 廃シ候迄ニテ古来組合ノ慣行ヲ廃シ候儀ニ無之処往々誤解 ブ向

シ候条組合復旧候様各人民へ説諭勧誘スへシ

衛生委員宛送ル 戸長役場ノ数ニ応ジ壱部宛交付ス 追テ壱学区内数戸長ノ管掌町村ニ渉ルモノハ学校所在地ヲ管掌

スル戸長役場へ向ケ配付スへシ

(=)

高庶第千二百廿七号

本県乙第二十四号達事務受渡規則第一条中ノ日限ヲ除クノ外該規則 ニョリ本日ヨリ五日以内ニ無遺漏受渡ノ上目録ヲ製シ双方連署速ニ 本県乙第四十七号達町村公有ノ記録文書図画並金銭等明治十一年 今般役場区域更正戸長拝任ニ就テハ其役場事務ハ勿論明治十三年

当役所へ届出へシ此旨相達候事

明治十七年七月五日

(「訓第四号四冊之内高座郡役処達」(明治一七年―)相模原市史資料室蔵 高座郡長 今福元顥

戸長月次会開会に関する県令沖守固の内達

놏

郡

長

丰

紛議 (1-三)

戸 長

神奈川県令

沖

明治十七年十二月廿七日

書及毎郡開会定日表相添内達候事

来十八年一月ヨリ毎郡役所ニ於テ戸長月次会ヲ開可申別紙会同心得

(別紙

戸長月次会心得書

戸長月次会ハ左記条項ニ照依スルモノトス

守固

戸長管撰之義ニ付上稟書

(-)

神奈川県相模国愛甲郡 田代村外三ケ村 平本清三

外四十一名

新旧戸長

ルモノトス 本会ノ期日ハ一日トス尤モ事件格別多端ニシテ一日内ニ弁ス可

ラサル時ハ二日ニ渉ルモ妨ナシ

月二 月三

キハ之ニ答へ及ヒ各事務調理上ニ付意見アレハ之ヲ具陳シテ其指 本会ニ於テ各戸長ハ県官若シクハ郡吏ヨリ事務上ノ質問アルト

示ヲ受クヘシ

本会長ハ其郡長之任スヘシ若シ郡長事故アルトキハ書記代理ス

ルモノトス

会同上ニ要スル細則ハ郡長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

(「訓第四号四冊之内高座郡役処達」(明治一七年—)相模原市史資料室蔵)

愛甲郡田代村他三ゕ村戸長改選をめぐる

140

本会ハ百般ノ事務調理上区々ニ渉ラサル様其方法順序ヲ協議ス

以下番地ヲ除ク

荻田

宇佐美 三次郎 弥次兵衛 太 吉

仝 大

竹次郎 菊次郎

矢

神奈川県令

沖

守固殿

嶋

重

共 回ハ必ス最高点タル旧筆生等□御任命被遊候ナラン乎然レ共同人等 サ 高点ト相成タルハ大ニ事情有之義ニテ決シテ正当ノ所為ト云フヲ得 義ハ私共ノ毫モ希望ヲ属セサル義ニテ而シテ同人等ノ該撰挙ニ付最 シニ属シタル同人ハ病気ノ為メ奉職難仕旨申出タル趣依テ想フニ今 右牽申上候当連合戸長大矢邑三郎義事故有之曽テ辞職候後愛甲郡長 、ルノ事ナキニシモアラス左レハ若シモ閣下ニ於テ後任戸長ヲ同人 . 池田良助江御任命之義御下達相成誠ニ其当ヲ得タルモノニシテ私 リ後任戸長撰挙之義御達相成タルニ付即チ撰挙仕候処二番高点タ 一同県令閣下ノ明断ニ感服致シ居候処豈図ランヤ自分等ノ最モ望

撰ニテ御定メ被成度此段奉懇願候也 就テハ私共人民ヲ愛セラル、閣下ノ御明断ヲ以テ断然後任戸長御管 等ニ命セラル、ニ於テハ当部ノ平穏ハ到底保ツ能ハサル義ニ御座候

明 治十八年三月

神奈川県相模国愛甲郡田代村

伊従

惣右衛門

蔵

第廿六番地平民農

三

佐 高 仝 嶋 藤 保十郎 利兵衛 清 蔵

角田村

浦

花吉郎

二増 平村 小長井 岡 菊地原 岡 平 仝 小野沢 小野沢 平 松 伊 花 소 本 本 本 本 浦 本 上 従 武兵衛 崎太郎 菊次郎 増太郎 源十郎 万之助 与 文之助 熊 守 時 田 庄

一郎

蔵

平

半原 小村 井上 木藤 井 仝 仝 木 小 仝 大 小 仝 大貫 仝 仝 仝 上 貫 藤 嶋 市郎右衛門 嶋 嶋四郎兵衛 半右衛門 伝左衛門 源左衛門 喜代太郎 清左衛門 市郎兵衛 万 市五郎 米 治兵衛 喜兵衛 良 徳太郎 儀 作 平 助 吉

蔵 蔵

違法ノ投票御取消願

(=)

神奈川県愛甲郡

三増村第百三十番地平民農

小長井 崎太郎

仝村第百四十六番地平民農

杉 浦 花吉郎

半原村第百九十七番地平民農 井 上 万 吉

田代村第廿六番地平民農 平 本 清

 \equiv

角田村第百九十六番地平民農

諏訪部 重三郎

右謹テ奉懇願候当連合前戸長大矢邑三郎儀事故有之退職候ニ付後任

等初等高点ニ相成タリ ニ閣下ノ賢明ナル能ク私共人民ノ志望ヲ洞察在セラレ該投票ハ詮議 (ニ付テハ多少不正ノ所為ナキニ非ラサルモ) 然ル(尤該選挙ニ当リ染屋三郎カ尤高点相成タル) 然ル 戸長推選之儀愛甲郡ヨリ被達即チ選挙投票仕候処染矢三郎池田良助

御英断ニ感泣仕居候而シテ今回ノ選挙会ニモ彼染矢三郎等高点ノ内

ノ次第有之旨ヲ以御取消之上更ニ推選シ可差出旨御下達ニ相成一

同

五条ニ

為シタルモ其際御参考書中ニ明記セシ如ク大矢邑三郎ハ唯々名義ヲ 不正ノ所為ナル廉ヲ以テ昨明治十七年十一月中私共人民ヨリ告訴ヲ

ニ伝承誠ニ恐愕ノ至リニ御座候元来前戸長大矢邑三郎へ対シ職務上

相成愛甲郡長ヨリ具状ノ旨ニ因リ御庁ニ於テ同

テ就中今回任命相成タル染矢三郎ノ如キハ当時其首席ヲ占メ居リタ 出シ居ルノミニシテ其実不正ノ事務取扱ヲ為シタルハ旧筆生輩ニシ **ヲ以最モ其責ニ任スヘキモノナリト思考セシモ仲裁人ノ双方起リ**

三郎ハ直チニ解職ヲ出願シ次テ筆生等モ亦退職シ熟議和解ニ相成告 タリシモ故意アルニ非ラサル旨ヲ謝シ其意ヲ表スル為メトテ大矢邑

民ノ望ミヲ属セサルモノニシテ期ク数回高点者中ニ入ルハ暗々裏ニ 訴ノ願下ケヲ為スニ至リタル次第ニ有之右ノ如ク染矢三郎ハ私共人

リ候処今回ノ如キハ其選挙会ニ際シ明証ナル違法ノ廉有之モノナル 段之ヲ正拠立ツルノ確証ヲ挙クルヲ得ス止ムナク恨ヲ吞テ忍耐致居

不正ノ所為ヲ為セシ事ナキニ非ラサルモ如何セン其事ノ巧ミナル前

候就テハ願之通リ該選挙会ハ御取消被成下従テ其選挙会ニ因リ任タ ル戸長染矢三郎ハ御罷免被成下度左ニ其理由ヲ奉陳述候

事ヲ発見仕候間即チ再ヒ閣下ノ御英断ヲ煩ハスニ至リタル儀ニ御座

私共謹テ明治十七年六月御庁甲第五十号ノ布達ヲ拝読スルニ其第

142

人江任命被遊候趣